

受験に際して配慮を希望する方へ

一般社団法人日本産業カウンセラー協会
試験部

身体機能の障害（視覚、聴覚、肢体不自由等）や身体の状態（病弱、妊娠等）により、受験に際して配慮を希望する場合は、（１）配慮申請書の提出と（２）受験申込みが必要となります。実施環境や試験資材の都合上、事前の申請がないと当日の対応は致しかねます。なお、対応は試験委員会で検討した上で決定し、受験票発送時に通知致します。

（１）配慮申請書の提出

必要書類３点を郵送してください（代筆可）

- ①受験上の配慮申請書（その１）…協会HPよりダウンロード
- ②受験上の配慮申請書（その２）…協会HPよりダウンロード
- ③障害者手帳のコピー、または診断書（現在の状況及び受験の許可、その場合に必要措置に関する医師の見解を具体的に記入したもの）

【受付期間】 2017年10月3日（火）～11月27日（月）必着分まで

【送付先】 〒105-0004 東京都港区新橋6-17-17 御成門センタービル6F

（一社）日本産業カウンセラー協会 試験部 配慮申請係

※配慮申請書と受験申込書の送付先は異なります。ご注意ください。



（２）受験申込み

受験要領を参照の上、受験申込みも所定どおり行ってください。

※受付期間内であれば、配慮申請書と受験申込書を送る順番は前後してもかまいません

不明な点は、下記メールアドレス宛てにお問合せください。

（一社）日本産業カウンセラー協会 試験部 gkouza@counselor.or.jp

<留意事項>

■点字による受験について

【受験者の方が用意するもの】

- ①点字での解答に必要なもの

■音声ソフトによる受験について

パソコンでの試験問題の出題および解答で音声ソフトを使用される方は、以下の対応をお願いします。

【受験者の方が用意するもの】

- ①受験に必要な音声ソフトおよびパソコン

他の受験者との公正さを保つため、受験者の持参するパソコンについて、音声ソフト・ワード・エクセル・メモ帳以外はあらかじめパソコン内から削除しておくこと

- ②イヤホン、ヘッドホン等（必須ではない）

会場の都合上、個室の用意が難しい場合がある

【以下のことをご了承ください】

- ① 試験開始前に、会場係員がパソコンを確認する
- ② 試験中、パソコン操作等に関する質問には応じない
- ③ 他の受験者と同室の場合、防音対応はできないので、他の受験者の点字機の操作やパソコン操作などの「音」があること

以上